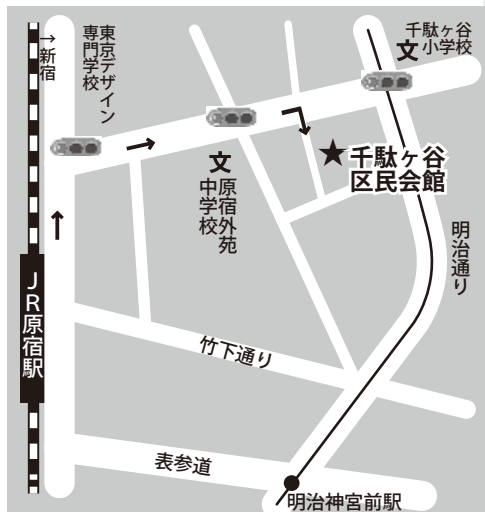


11/20 千駄ヶ谷区民会館 お越し下さい

昨年6月、東京高裁で成田空港の建設用地をめぐる8年間の裁判の判決が言い渡されました。判決は「耕す者の権利」を訴えた市東孝雄さんの主張を退け、成田空港会社による農地取り上げを認める不当なものでした。

取り上げようとする農地は、市東さんが耕す畑の4分の3。これは農地法を違法に使った事実上の“土地収用”です（右に解説）。



有機農法・専業農家 市東孝雄さんの 農地裁判とは…

空港会社が取り上げようとしているのは、成田市の農家・市東孝雄さんが、大正期の開墾から3代100年近く耕作を受け継ぐ有機農法の農地です。

この農地（小作地）を、空港会社は耕作者の市東さんに無断で買収（違法売買）し、その事実を18年間隠し続け、突然、明け渡しを迫ってきました。

●戦後最大の土地収用 を超える事件

一見、貸借関係の解消だけの裁判に見えますが、そうではありません。

この畑は成田空港暫定滑走路の誘導路予定地にかかっています。その規模は市東さんの耕作面積の73%に及び、戦後最大の収用事件といわれた1971年強制代執行を上回る広さです。

農地賃貸借の解約の形をとっていますが、拒否すれば強制執行にいきつく「公用収用」そのものです。

●農地法の改悪と TPPの先取り

農地法は農地改革を受けて、耕作者保護を目的に制定されました。市東さんの耕作地は、解放手続きが適正に行われず小作地として残されたものですが、農地法で自作地と同等の権利が認められてきました。

他方、土地収用法は土地の公用収用に関する基本法。耕作者保護の農地法に、土地収用法の代わりをさせるなど、あってはならないことです。

これは農地法を改悪し TPP（環太平洋経済連携協定）を推進して、企業の農業参入と家族農業解体を進める安倍農政とひとつです。

また、成田空港の「公共性」を問いなおす論点は、「公益及び公の秩序」を掲げる改憲の動きを考える点で、大切な内容を提起しています。

関連裁判では、農地取り上げ裁判の前提を崩す、新たな展開が続いています。

上告受理へ、憲法学者の意見書を提出

現在、最高裁に対して上告受理のための闘いが続いています。憲法学者・内藤光博教授による、画期的な意見書が提出されました。

私たちは昨年、この闘いの意義について多面的に考えるシンポジウムを行いました。今年、市東孝雄さんご本人から、農に生きる思いを詳しく伺います。専門家を交えたフロア討論などで、分かりやすさをめざします。ぜひお越し下さい。

▼昨年のシンポジウムのお話から

●違法な“地震売買”

「空港公団による農地取得は、公的機関による違法な“地震売買”です。小作人の同意無しに農地を密かに売買することは農地法違反であって認められません。こんなことがまかり通れば、農地法も農地もなくなってしまいます」

（石原健二さん 元立教大学教授・農業経済学）

●成田空港の非公共性

「利潤追求の自由は、公共性とは無縁です。成田の農民たちは、空港側が主張する公共性のマヤカンを徹底的に暴きだしました。そして農業のもつ本来の公共性を復権させる闘いを続けています。それは、農業を大切にしない日本社会の転換に道を開くと思います」

（鎌倉孝夫さん 埼玉大学名誉教授・経済学）

●生存権的財産権

「市東さんにとって農地は、生きるための財産（生存権的財産）です。また、農地は人間の生存と社会の存続に不可欠の基礎的財です。この本来カネに変えられないものを資本の論理で代えていく、——ここに「公共性」なるものが介在すると、国家的公共性によって、憲法的市民的公共性が損なわれ滅ぼされることにもなると思う」

（内藤光博さん 専修大学教授・憲法学）

●世界で続く土地解放の闘い

「フィリピン、タイ、ブラジルでは、今も土地解放の闘争が続いています。日本の農地改革も占領軍がやったことは半分で、戦前からの小作争議の成果です。市東さんの闘いも、百姓から土地を引きはがす TPP も、農民闘争の歴史と広がりの中で捉える事だと私は思います」

（大野和興さん 農業ジャーナリスト）